

議案第 30 号

日野町国民健康保険条例の一部改正について

日野町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

## 日野町国民健康保険条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

これまで、保険給付としての出産育児一時金の額は、出産費用の状況等を踏まえて改正されてきたところである。現在、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金としては、40.8万円に1.2万円(産科医療補償制度の掛金1.2万円を基準として保険者が定めた額)を加算し、総額42万円としている。

このたび、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」(令和4年12月15日)において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、これに基づき、厚生労働省において関係政令の改正が行われた。

これを踏まえ、日野町国民健康保険条例の出産育児一時金に係る所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

「408,000円」を「488,000円」に改める。(第6条)

※ これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、総額50万円となる。

### 3 附則規定

(施行期日)

令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

施行日前に出産した被保険者に係る日野町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 日野町国民健康保険条例（昭和45年4月1日条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)                      第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規程で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。                      2 略</p>	<p>(出産育児一時金)                      第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規程で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。                      2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る日野町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。